

シンガポールにおける住宅事情

シンガポール事務所

シンガポールの住宅は大別して、①HDB（住宅開発庁）住宅、②コンドミニウム、③土地付1戸建て、④サービスアパートメントの4つに分けられます。我々のような外国人駐在員は専らコンドミニウムに間借りしているに対して、シンガポール国民はHDB住宅に約8割が入居しています。

1 シンガポールの住宅の歴史

1959年に英連邦の一自治州となった当時のシンガポールは、生活環境の悪さやインフラ整備の欠如といった多くの問題を抱え、その中でも住宅不足は深刻でした。州政府は早急な住宅建設を進めるため、1960年に住宅開発庁（HDB：Housing & Development Board）を設立しました。設立当初、HDBが建設した住宅（HDB住宅）の入居率は1割に満たなかったものの、現在では約8割のシンガポール国民が入居しており、そのうち約9割は住宅を所有しています。

2 持ち家率約9割の理由とは

シンガポール政府は、所得や入居形態、購入物件の部屋数などに応じた助成金を交付し、住宅を購入することが困難な低所得者には低価格でHDB住宅を提供する制度を設け、国民のHDB住宅購入を促進する「持ち家政策」を実施しています。国民がHDB住宅を購入する場合、強制的な積立制度である中央積立基金（CPF）により、収入の一定額を毎月積み立てて、住宅購入資金としています。

【物件価格目安（大きさが90～100 m²の場合）】

- ・HDB住宅：S\$284,000（約2,120万円）
- ・エグゼクティブ・コンドミニウム：S\$698,000～862,000（約5,210万円～約6,430万円）

3 HDB住宅の特徴

シンガポールでは都市計画に基づいてHDB住宅の建設が行われており、居住区域には学校や商業施設、公園、交通機関が計画的に配置・建設され、暮らしやすい住環境づくりが進められています。共有スペースなどでは、イベントを開催し住民間の交流も促進しています。また、多民族国家であるシンガポールのコミュニティ形成の取り組みとして、入居者の比率が一定の地域ごとに、国民全体の民族比率と同程度になるよう配慮されています。

（シンガポール事務所 松田所長補佐）